

議 事 録

会議の名称	令和6年度第2回登米市農業委員会総会
開催日時	令和6年5月27日（月） 午後1時30分 開会 午後2時20分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	会長 高橋 清範
出席者 （委員） の氏名	<p>【農業委員】</p> <p>1番 小野寺 義 幸      2番 鈴木 泰 子      3番 田 島 幹 雄          4番 三 塚 芳 毅      5番 五十嵐 幸 喜      6番 柴 崎 専 一          7番 佐 藤 久 順      8番 浅 野 和 宏      9番 岩 淵 つとむ          10番 岩 崎 とみ子      11番 阿 部 静 男      12番 上 野 栄 公          13番 小野寺 鉄 子      14番 阿 部 晃 徳      15番 加美山 竜 太          16番 高 橋 健 之      17番 鈴 木 巖      18番 芳 村 忠 市          19番 芳 賀 秀 二      20番 櫻 井 利 光      21番 佐 藤 瑛 彦          22番 鹿 野 昭 子      23番 門 馬 一 郎      24番 高 橋 清 範</p> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <p>1番 門 脇 昭 雄      2番 及 川 祐 宏      3番 田 崎 光 雄          4番 千 葉 久三男      5番 東 敬 三      6番 芳 賀 定 一          7番 高 橋 弥寿仁      8番 白 石 久 喜      9番 佐々木 正 志          10番 岩 渕 和 也      11番 青 山 信 一      12番 千 葉 利 行          13番 佐 藤 啓      14番 千 葉 孝 二      15番 佐々木 喜 朗          16番 千 葉 博 直      17番 佐々木 尚      18番 小野寺 堅 二          19番 小 出 隆 則      20番 豊 澤 啓 司      21番 佐々木 武 雄          22番 佐 藤 晃      23番 鈴 木 一 義      24番 小 林 弘 幸          25番 石 堂 貴 博      26番 佐 藤 進      27番 土 生 浩 也          28番 亀 井 達 夫      29番 近 藤 充      30番 白 鳥 剛</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>
	事務局職員 職 氏 名

議 題	<p>報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第5号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第6号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第7号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について</p> <p>報告第8号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について</p> <p>報告第9号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について</p> <p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第10号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第13号 非農地証明願について</p> <p>議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第15号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p> <p>議案第16号 令和6年度登米市農業委員会最適化活動の目標について</p>
会 議 結 果	<p>報告第4号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第5号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第6号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第7号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第8号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第9号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第9号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第10号 すべて可として意見決定することとした。</p> <p>議案第11号 すべて可として意見決定することとした。</p> <p>議案第12号 すべて可として意見決定することとした。</p> <p>議案第13号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第14号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第15号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第16号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案書</li> <li>・ 議案説明資料</li> <li>・ 諸般の報告</li> <li>・ 農地法第3条調査書</li> </ul>
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいさつ</li> <li>・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告</li> </ul>
議 長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、議席番号 22 番 鹿野昭子 委員、議席番号 23 番 門馬一郎 委員を指名します。

議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。  
よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。

議長

日程第 3、諸般の報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。

議長

日程第 4、報告第 4 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を  
議題とします。  
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。  
これで、報告第 4 号を終わります。

議長

日程第 5、報告第 5 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。  
これで、報告第 5 号を終わります。

議長

次に、日程第 6、報告 6 号農地の現状変更届出について、を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。  
これで、報告第 6 号を終わります。

議長

次に、日程第7、報告7号農地法第3条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第7号を終わります。

議長

次に、日程第8、報告8号農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第8号を終わります。

議長

次に、日程第9、報告9号農地基本台帳新規（補正）登載申請について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第9号を終わります。

議長

次に、日程第10、議案9号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

《いずれも支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。  
それではこれより議案第9号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。  
よって、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第11、議案第10号農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。  
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。  
ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。  
最初に第2区の報告を登壇してお願いいたします。

1番委員

令和6年5月20日に実施した登米市農業委員会第2区現地調査の結果を報告します。

農地転用事業計画変更進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。申請内容は、中田町石森地内で建売分譲住宅の新築を目的として許可されている事業の計画変更です。当初の計画では、令和4年6月1日に事業が完了する計画でしたが、計画変更農地の南に位置する隣接農地も一体的に建売分譲住宅で転用したいとの申し出があり、変更承認申請に至っております。転用目的に変更は無く、変更による周囲への影響も見受けられず、計画変更は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和6年5月27日現地調査委員

5番 五十嵐 幸喜 委員

13番 小野寺 鉄子 委員

1番 小野寺 義幸 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第 10 号について質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 10 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に、日程第 12、議案第 11 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、さらに、日程第 13、議案第 12 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

最初に第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。

9 番委員

令和 6 年 5 月 20 日に実施した登米市農業委員会第 1 区現地調査の結果を報告します。

農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 4 ページから 6 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に農産物販売所及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、鉄道の駅からおおむね 300 メートル以内の区域の農地である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 4 条の進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 7 ページから 9 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に農機具及び資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、転

用は妥当との意見で一致しました。

農地法第4条の進行番号3番については、別紙議案説明資料10ページから12ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に通路を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に農機具用ビニールハウスを整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。また、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号2番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。また、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和6年5月27日

現地調査委員

8番 浅野 和宏 委員

10番 岩崎 とみ子 委員

9番 岩淵 勉 委員

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

1番委員

農地法第4条の進行番号4番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に個人農林業施設を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地であります。また、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に建売分譲住宅を新築するもので、農地

区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。なお、当該転用が、先ほど報告した農地転用事業計画変更進行番号1番に関連する転用となります。

農地法第5条の進行番号4番から6番、9番については、別紙議案説明資料25ページから27ページ、28ページから30ページ、31ページから33ページ、40ページから42ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に住宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号7番、8番については、別紙議案説明資料34ページから36ページ、37ページから39ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に個人農林業施設を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており、また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和6年5月27日

現地調査委員

5番 五十嵐 幸喜 委員

13番 小野寺 鉄子 委員

1番 小野寺 義幸 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第11号、議案第12号について、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 12 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に日程第 14、議案第 13 号非農地証明願について、を議題といたします。  
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第 15、議案第 14 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

本案件は、所有権移転の進行番号 7 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。従いまして審議の進め方は、委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めますよって本議案の審議は分離することに決定いたしました。初めに、委員の案件、利用権設定の進行番号7番についての審議に入ります。本案件は20番、櫻井利光委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

併せて、説明員の入れ替えを行います。

《委員退場及び説明員の入替》

それでは、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

11 番委員

今回の議案の進行番号7番載っていますけども、この中に明細に境前11-2、12-1、次ページの14-5、14-6ってありますけども、登記簿が雑種地で現況が施設用地ということになっていますが、こういうものも農地ではなくなっていますけど、これもやっぱり私たちが審議しなきゃならないものなのですかね。

あともう1点ですけれども、今回全部合わせて施設用地と農地ということで、全部で1万3362平米ほどあったのですが、これらを含めての売買価格が300万ということで設定されているのでしょうか。

その辺以前ですね、この委員会にかかって令和5年の公社が売ったものを一度公社に戻すってということで、委員会にかかったのは記憶にしているのですが、その辺の兼ね合いからすると、この辺はちょっと馴染まないような感じもするのですが、いかがなものでしょうか。

議長

答弁を求めます。

事務局

最初の質問について宅地とか雑種地がまざっているという部分について、私の方からも市の方での立場の方説明させていただければと思います。まず、こういった農地バンクを活用した農地の売買っていうものがありまして、そういった事業を使う場合なのですが、市の方で、認定農業者の申請なんかする際の、農業経営改善計画の方の修正を行いまして、措置として、公社の方にあっせん申し出っというのを行います。その場合、こういった特殊なケースにはなるのですが、当時中田町さんで農地バンク活用した売買にあたって、それを踏襲する形を今回とるしか無いような状況での手続きだったので、なおさら雑種地宅地とまざっている状況でございます。この流れなのですが、もう本当に特例中の特例で農地の団地、特定の事業者のところ団地化するためとか、経営

規模の拡大のためということで市として応援するって言うような事業が今後もあった場合には、こういった事業の方、再度農業委員会の総会の方に、議案の議事として上がってくる可能性の方ございますので申し添えさせていただければと思います。以上でございます。

公社

私の方からもちょっとお話したいと思います。今お話あったように、私の方の事業でも、施設用地とか雑種地だけっていうのはちょっと駄目ですが、今回農地と一体的に有効利用するというまとまった形の取引であれば大丈夫だということになっております。あともう1つですが、金額の300万というお話ちょっとあったのですが、この金額を出したというのは、かなり施設の方も古くなっておりまして、実際使えるような状況に戻すために、かなり経費もかかるということ。そういった経費をまず除いていただく、持っていただくということで、安くなっているというのもありますし、私どもの方でもいつまでも、こういった土地を持っていることによって、農地や施設がまるっきり今後使えないような状況にならない。なってしまうと困るということありますので、受け手の法人が、取得できるぎりぎりの金額まで、経費とかかる経費等も勘案して、提案いただいて、この金額で売り渡すという形になっております。実際ですね、買ったときからかなり差はあるのですが、そういったものについて公社の内部でちょっと欠損処理という形で対応するという形で、内部決裁はとっております。

議長

よろしいですか。

11番委員

はい。わかりました。それで、双方ですね、ウィンウィンの関係で成り立つということで、大変いいことだと思います。是非ですね、これらの資本を装備して、法人がまず持つ規模拡大するように、公社の方も更新をお願いしたいと思います。あと、事務局からあったのですが、いわゆる今回の取引、雑種地、施設用地というのは、特例中の特例だということで、中間管理機構を通せばということをお話したのですが、今、みんな株式会社の方で、取得している方が多いようにも存じます。そういうことで、今回こういう例があればということをお話されましたけども、一般的な株式会社でもこういうことがあった場合、そういう、やさしい手を差し伸べてくれるのでしょうかね。

議長

はい。どうですか、やさしい手を差し伸べてくれますか。

事務局

はい。株式会社ということで、農地所有適格法人の資格を満たしていれば農地を持てるものであり、かつ、農業法人であろうと、株式会社であろうと、やさしい手を差し伸べるというのはどこまでの範囲かは難しいところではありますけれども、やはり原点に立つと、農地を耕作される方に対して、できる限りの支援をしていくというのが基本と存じますので、これに類する案件がありましたら、関係機関と連携をとりながら、やさしい手を差し伸べていけるよう、

議長

努力して参りたいと思います。以上でございます。

はい。ありがとうございました。  
他に質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。  
これより議案第 14 号の委員の案件、所有権移転の進行番号 7 番を採決いたします。

お諮りします。  
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。  
よって議案 14 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての所有権移転の進行番号 7 番は、原案の通り決定いたしました。  
7 番、櫻井利光委員の入場を許可します。

《委員入場及び説明員の入替》

次に議案第 14 号の、委員以外の案件について審議に入ります。事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。  
これより議案第 14 号の委員以外の案件について採決します。  
お諮りします。  
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

議長

よって議案 14 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についての委員以外の案件について原案の通り決定いたしました。

日程第 16、議案第 15 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 15 号について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り非農地として決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 15 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案の通り非農地として決定することにいたしました。

次に日程第 17 号、議案第 16 号令和 6 年度登米市農業委員会最適化活動目標について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

それではなければ質疑をこれで終わります。

これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。

議長	<p>本案は、原案の通り決定することにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>異議なしと認めますよって、議案第 16 号令和 6 年度登米市農業委員会最適化活動目標については、原案の通り決定いたしました。</p> <p>以上で、総会日程は終了しました。 令和 6 年度第 2 回登米市農業委員会総会を閉じます。</p>
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 6 年 5 月 27 日

議長(会長) 24 番 高橋 清範

議事録署名人 22 番 鹿野 昭子

議事録署名人 23 番 門馬 一郎